

ミズアオイ保護推進指針

1 種の概要等

ミズアオイ (被子植物門単子葉類 ミズアオイ科)

Monochoria korsakowii Regel et Maack.

岡山県版レッドデータブック 2009 絶滅危惧 I 類

環境省第4次レッドリスト 準絶滅危惧

(1) 生育情報

一年草で茎や葉柄は多孔質で柔らかい。高さ20～40cm。葉柄は根生葉で10～25cm、茎葉で4～10cm。葉身は心形で長さ、幅共に4～15cm。花序は茎の先端に頂生し、葉より高い位置に青紫色の花を多数つける。花は径2.5～3cmで一つの花は一日しか咲かない。おしべの葯は5個が黄色で長さ3mm、めしべより上につく。紫色の大きな葯は長さ4mmでめしべの横の位置につく。めしべの位置が中心部より右につく花と左につく花があり、鏡面对称の花である。さく果は円錐形で長さ10mm。種子は長さ1.5mm、太さ0.7mmでだ円形。近縁種のコナギは茎が直立せず、花はまとまってつく。花期は9～10月。

(2) 分布状況

北海道、本州、四国に分布する。県内では県南部に生育していたが、現在では自生地はごく限られている。

(3) 存続を脅かす要因

池沼開発、河川開発、農薬汚染、その他(水田管理の変化)

(4) 指定理由等

①指定理由

本種は、池沼開発、河川開発、農薬汚染、水田管理の変化等の人為的な影響が大きく、個体数の減少が著しい。

倉敷川の自生地は倉敷市や保護団体によりかろうじて守られている状況である。

県内では本種の自生地は2カ所しか確認されていないことから、特に保護を図る必要がある。

②指定年月日

平成16年7月16日

参考文献：岡山県版レッドデータブック 2009 植物編

2 保護の目標

本種は池沼、河川、水路、水田などの浅水域に生育する一年草の湿生植物であり、本県内の生育地において、生育状況や生物学的特性の把握とモニタリングを行い、

生育環境の維持・改善を図るとともに、採取等の防止策を講じることにより安定的に存続できる状態になることを目標とする。

3 保護の推進に関する方針

(1) 生育状況等の把握・モニタリング

- ・本種は一年草の湿生植物であるため、その個体は毎年同一の場所に生育するとは限らない。よって生育地点、生育株数の現状及び増減、生育地の植生遷移等、本種の野外個体群の生育状況や生育環境等に関する調査を継続して行い、情報の蓄積を行う。
- ・本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因の把握のための調査、研究を進める。

(2) 生育地における生育環境の維持・改善

- ・倉敷川における生育地では、以前の自生地を耕耘機で耕すという人為的攪乱が実施され、湿生植物の生育に影響を与えるヨシ原の発達が抑制されたため本種の生育が確認された。減少要因の究明及び生態学的特性を踏まえ、この人為的攪乱の継続を含め、本種の生育環境の維持・改善の効果的な対応策を検討する。
- ・生育地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際し、生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 人工繁殖及び個体の再導入

- ・一部の愛好家の間では種子から育苗し、ある程度育った苗を水田や水路に植栽する人工繁殖が行われており、必要に応じて人工繁殖技術の確立や種子の保存を進め、人工栽培を行う。
- ・必要に応じて適切な方法で人工繁殖された個体等の再導入による個体数の増加及び自然環境下での維持増加を図る。

(4) 生育地における採取等の防止

- ・本種は一年草の湿生植物であるため採取されると種子が実る段階に至らないため再生がより困難となる。よって採取や生育地への不用意な立入等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地（保護推進区）における指定希少野生動植物保護巡視員による監視等を行う。
- ・害獣による食害等の被害を防ぐため有効な方策を検討する。

(5) 普及啓発の推進

- ・本種は一年草の湿生植物であり、生育地が背の高い多年草に覆われると生育できなくなる。このことに対する保護の必要性、保護に対する取り組みの実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける。
- ・本種は愛好家の間では人工繁殖が行われているが、他地域からの無計画な持ち込み等による遺伝的攪乱の防止に努める。
- ・背の高い多年草の生育を抑制するための自生地の人為的攪乱、草刈り等、地域の自主的な保護活動の展開が継続して図られるように努める。

4 保護の推進に関する重要事項

(1) 生育地の維持管理

- ・ 倉敷川の生育地で現在実施されている維持管理（人為的攪乱、草刈り、害獣の排除）を当面継続するように努める。

(2) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・ 本種の生育地は主に河川敷であり立入禁止等強制措置は執りにくいだが、採取等により本種の生育が脅かされないよう、本種の生育地を管理する地元行政機関、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡回しその捕獲を防止する指定希少野生動植物保護巡視員、実質的な保護の主体となる地域住民等との連携を図る。